



島根県報

令和3年10月15日（金）

号外 第 114 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始 (2件)

(") 3

告 示**島根県告示第614号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	宍道インター線	松江市宍道町佐々布2159番23地先から同番117地先まで	前	メートル 36.19～ 85.10	メートル 204.57	松江県土整備事務所	不用物件発生 減幅 売却
			後	31.22～ 85.10	204.57		

島根県告示第615号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美濃地石見横田停車場線	益田市美濃地町口813番2地先から同市川登町口1758番3地先まで	メートル 290.00	令和3年 10月15日	益田県土整備事務所	

島根県告示第616号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市長沢町口1116番1地先から同町口1110番5地先まで	メートル 230.30	令和3年 10月15日	益田県土整備 事務所	
県道	三次江津線	江津市川平町南川上186番4地先から同155番3地先まで	298.70	令和3年 10月15日	浜田県土整備 事務所	